

「政策レビュー」各局等の取組について

海洋政策を巡る現状について

総合政策局 海洋政策課
平成19年11月21日

海洋・沿岸域の総合的管理の推進

海洋・沿岸域の総合的管理に関し、国、地方および民間が相互に連携を図りながら協力するとともに、国際的な連携を確保し、かつ我が国の国際社会における役割を積極的に果たすために、必要な取組みの検討を推進する。

主な成果

- 平成18年6月に、国土交通省の海洋・沿岸域政策について基本的方向と具体的な取組みを提示した「海洋・沿岸域政策推進大綱」策定。具体的な取組みとして、海洋・沿岸域の総合的管理の推進を位置付け。



海洋・沿岸域政策大綱(平成18年6月29日)

< 基本的考え方 >

総合的、戦略的な取組 **国際的な視野**に立った取組 国と地方の役割分担、**連携及び協働**
コンセンサスの状況に応じた取組 持続的な取組 **先行的**な取組
多様な主体の参画促進 効率的、効果的な施策の実施

< 具体的取組み >

7. **海洋・沿岸域の総合的管理**を推進する 「多様な主体の参画と連携、協働による計画策定」

- 平成19年4月に「海洋基本法」成立。「海洋の総合的管理」を基本理念とし、基本的施策として「沿岸域の総合的管理」を位置付け。



海洋基本法(平成19年法律第33号)

< 基本理念 >

第2条 海洋の開発及び利用と**海洋環境の保全との調和** ……海洋環境保全を図りつつ海洋を持続的に開発・利用

第6条 **海洋の総合的管理** ……海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的な管理

第7条 海洋に関する**国際的強調** ……海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のための先導的な役割

< 基本的施策 >

第25条 **沿岸域の総合的管理** ……自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域の総合的管理

海洋・沿岸域の総合的管理を、政府一体となった取組として推進

今後の方向性

- 総合海洋政策本部は、海洋の総合的管理を基本理念の一つとするとともに、「海洋基本計画」の中に沿岸域の総合的管理に必要な措置を位置付け。国土交通省は、海洋基本計画に基づき、海洋・沿岸域の総合的管理を推進。
- 海洋・沿岸域の総合的管理は、環境保全にとどまらず、公物管理や利用調整等、各種の要素を含むため、今後幅広い検討が必要。

海洋・沿岸域環境の保全に向けた取組の強化

陸上起因・船舶起因汚染のほか、海洋投棄、漁業、海洋空間の開発・利用、海底資源探査・開発などの様々な活動の影響を受ける海洋・沿岸域環境の保護、保全、再生に向けた取組の強化を図る。

取組例

漂流・漂着ゴミ対策の推進

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度を拡充し、処理対策を一層促進。



広範囲にわたる海岸漂着ゴミや流木等への対応

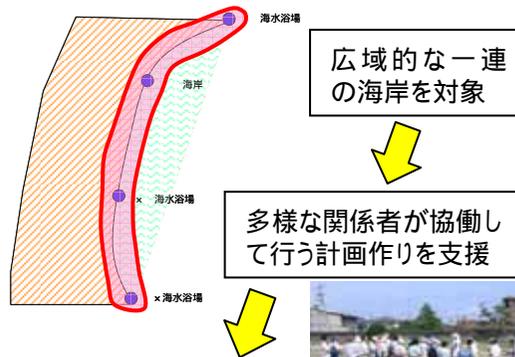
環境整備船による効率的な浮遊ゴミ回収のため、海洋短波レーダーによる漂流物(ゴミ)を予測する技術開発を推進。



浮遊ゴミ回収船(海輝)

海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりの支援

広域的な一連の海岸を対象として、多様な関係者等が協働して行う海岸利用活性化計画の策定と、この計画に基づいた海岸保全施設や利便施設の整備を支援。



海岸保全施設や利便施設の整備を補助



シャワー



トイレ、更衣室等

バラスト水問題への対応

バラスト水管理規制条約発効・実施に向けたIMOの議論に積極的に参加するとともに、国内におけるバラスト水管理システムの認証体制整備の検討を推進。

バラスト水とは、船舶が空荷の時などに、船体を安定させるため『おもし』として積載される海水で、主に貨物を陸揚げする港で取り入れ、反対に貨物を積載する港において排出される。



満載状態のタンカー



空荷状態のタンカー

問題点

- ・バラスト水に混入した生物が、世界中に拡散。
- ・拡散した生物により、本来の生息地でない場所で生態系の破壊、経済活動等の被害が発生。



← アンチョビーの卵や幼魚を食べてしまう。(ウリクラゲ)

海洋・沿岸域の総合的管理に係る国際連携の推進

環境の保護、保全、再生を含めた海洋・沿岸域の総合的管理の推進に関し、特に東アジア地域における国際的な秩序の形成及び発展のために、積極的な国際貢献を行う。

取組例

NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)

日本海及び黄海を中心とした海域における、海洋汚染の防止その他海洋環境の保全に向けた取組の枠組み。UNEP(国連環境計画)が策定を呼びかける「地域海行動計画」の1つとして、1994年に日、韓、中、口の4カ国により採択。

我が国の対応

NOWPAPの実施に関し財政的支援を行うとともに、海洋汚染防除体制の整備、海洋環境モニタリングの実施や「日露合同油防除総合訓練」を行うなど、海洋・沿岸域環境の保全について、財政面と技術面からの協力を推進。

主な活動内容

- ・大規模油流出等、緊急時の海洋汚染に対する防除体制の整備
- ・海洋環境モニタリングの実施
- ・海洋環境データベース及び情報アクセスシステムの構築
- ・海洋ゴミ対策

等

PEMSEA(東アジア海域環境管理パートナーシップ)

東アジア及び東南アジアの海域における、海洋開発と海洋環境の保全との調和を目指した「持続可能な開発」の枠組み。UNDP(国連開発計画)が1994年に設立し、2007年5月現在、東アジア及び東南アジアの11カ国(我が国は2002年から)が参加。政府の他、地方政府、研究機関NGO等の様々な主体による「パートナーシップ」や「協働」が基本理念。

我が国の対応

PEMSEAの運営に関し財政的支援を行うとともに、当該海域でプロジェクトを実施する関係者の会議に専門家派遣を行うなど、総合的な海洋・沿岸域管理能力の構築について、財政面と技術面からの協力を推進。

主な活動内容

- ・持続可能な開発に関連して、海域を利用区分ごとに分ける利用調整(ゾーニング)、希少生物の保護域設定、市民参加による海洋モニタリング等を総合的に行うモデル事業を、主に地方政府が中心となって、廈門、マニラ湾等9カ国、計17カ所の海域で実施。



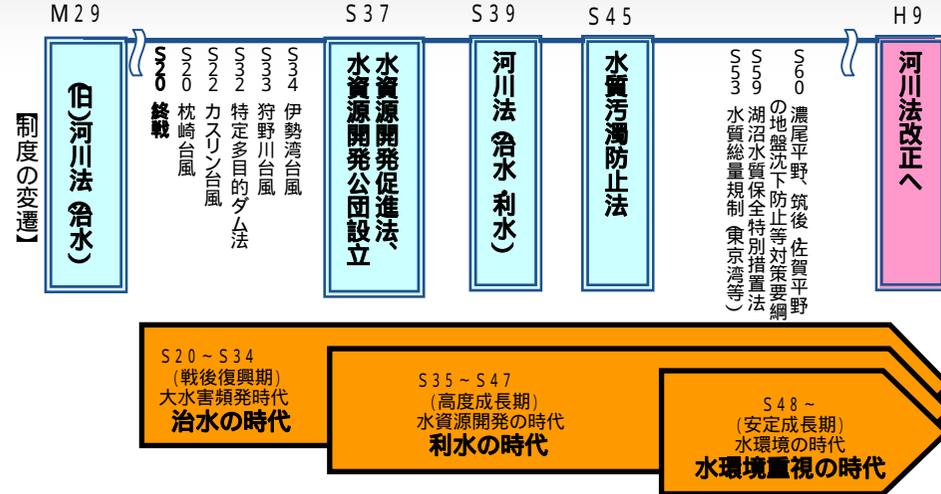
河川環境の整備と保全の取り組み

平成19年11月
河川局河川環境課

河川法の改正と河川環境施策の変遷

1. 戦後の河川行政の大きな流れ

- 社会経済の変化や地域住民の河川に求める機能を踏まえ、河川整備の視点は「治水の時代」から「利水の時代」、そして「水環境重視の時代」へと推移した。



【時代背景】

日本水害史上特別の受難期	大都市への人口集中、工業生産の飛躍的増大	河川、湖沼の水質の劣悪化	景気停滞、省資源化	生態系の重視
・大型台風、梅雨前線豪雨の頻発 ・3年を除き毎年1000人以上の死者		・水源地の疲弊 (S48 水源地対策特別措置法)		
		・S39夏東京オリンピック直前の水飢饉		



S34.9 伊勢湾台風による被害(名古屋市區)



H7 高松湯水



S50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川

2. 平成9年河川法の改正

- 平成9年の河川法改正により、「河川環境の整備と保全」が内部目的化された。
- これにより、多様な生物の生息・生育環境やうろおいのある水辺空間の整備・保全、地域の風土と文化を形成する個性豊かな川づくりが求められている。

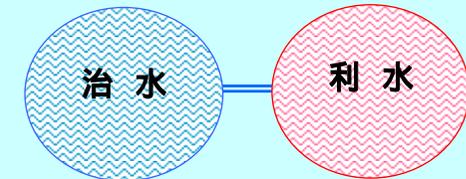
この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

河川法第1条(目的)より

河川法(S39-H9)

【課題】

河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、潤いのある生活環境の舞台としての役割が期待される

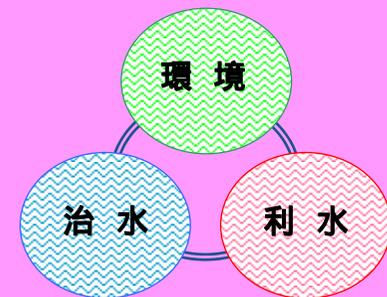


出典 改正河川法の解説とこれからの河川行政

改正河川法(平成9年以降)

【河川環境の定義】

- 河川の自然環境(河川の流水に生息・繁茂する水生動植物、流水を囲む水辺環境域に生息・繁茂する陸生動植物の多様な生態系)
- 河川と人の関わりにおける生活環境(流水の水質(底質を含む)、河川に係る水と緑の景観、河川空間のアメニティ等)



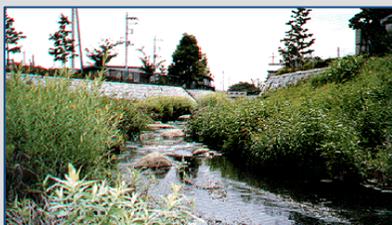


河川環境の整備と保全に関する取り組み

生物の生息・生育・繁殖 環境の保全と整備



多様な生物の生息環境となる
良好な湿地環境の保全
(円山川・兵庫県)



瀬淵など多様な河川空間の
保全・再生
(二ヶ領本川・神奈川県)

魅力ある水辺空間の整備



水辺を活かした賑わい
(道頓堀川・大阪府)



川沿いのオープンカフェ
(堀川・愛知県)

地域・市民との連携・協働

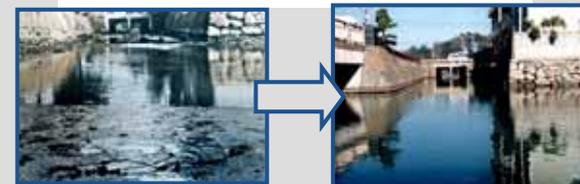


水辺の楽校
(多摩川・神奈川県)



市民団体等と連携した
河川清掃
(旭川・岡山県)

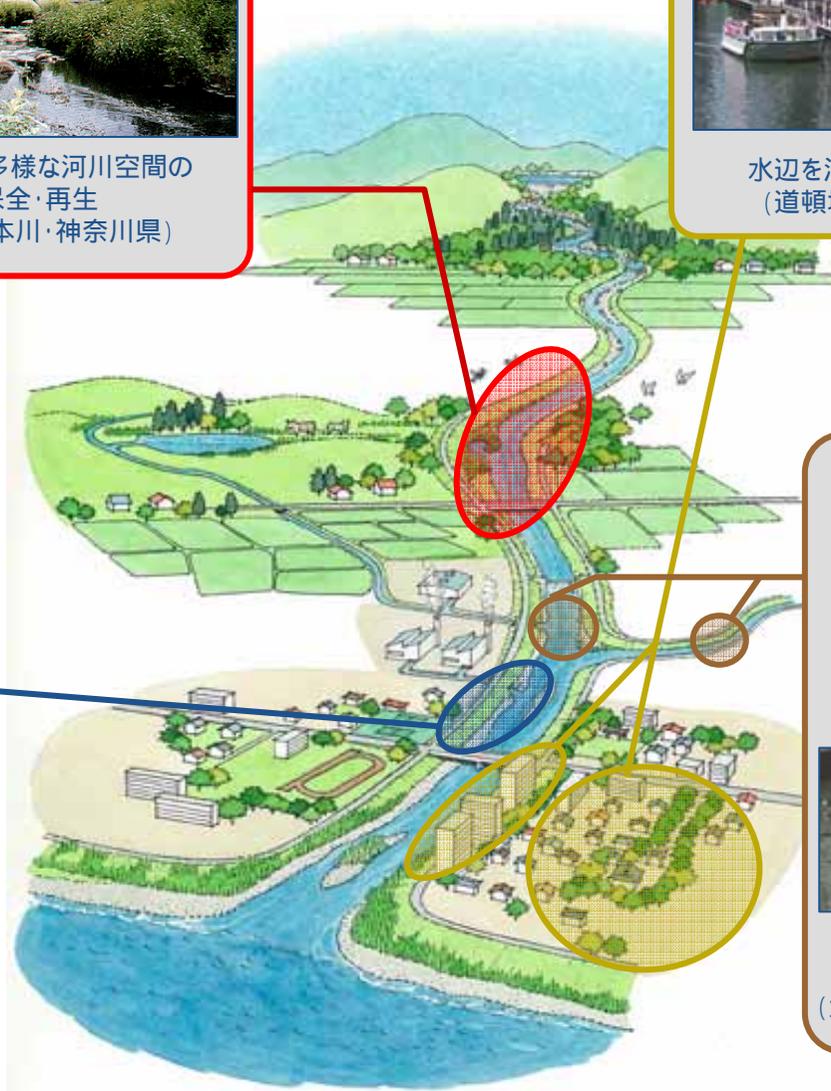
河川利用・生活環境に配慮 した水量・水質の確保



浄化水の導入による水質浄化
(松江堀川・島根県)



環境用水による
まちの清流回復
(六郷堀・七郷堀・宮城県)





多自然川づくり

「多自然川づくり」は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象。

貫川(福岡県)の多自然川づくりの例



< 施工前 >

両岸ともコンクリート護岸で固められ、水辺の生物の生息場がほとんどない。

< 施工後(約2年) >

瀬や淵が形成され、水際のようにみや植物の落とす影が魚たちの生息場となっている。

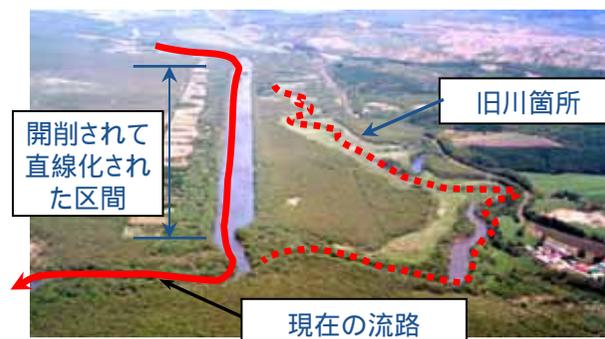


【平成16年以降】平成18年の多自然型川づくりレビュー委員会の提言を踏まえ、同年多自然川づくりの新たな展開を図るべく「多自然川づくり基本指針」を定め、多自然川づくりを推進。

自然再生事業

河川環境の保全を目的とし、流域の視点から、人為的に制約を受けた「川のシステム」を元に戻す(=再自然化する)河川事業。また、極力人間の手を入れず、自然の復元力を活かして実施。

釧路川(北海道)の自然再生事業の例



【河川改修により直線化された釧路川(北海道)】



【旧川を利用して蛇行河川に復元(イメージ)】

自然再生の取り組みの一つとして、釧路川の茅沼地区において蛇行河川の復元を実施している。

【平成16年以降】平成16年度20水系、平成17年度23水系、平成18年度31水系と、自然再生事業を着実に推進。



魅力ある水辺空間の整備

かわまちづくり

かつての川と人との関わりは、生活の場であり生物と共存する空間であったが、河川整備により安全性は向上したものの、コンクリート三面張りの川に代表されるように、川と人との関わりを希薄にしてきた。このため、積極的に河川空間を都市再生や地域活性化のために活用する「かわまちづくり」の取り組みを実施。

地域の歴史・文化の薫る川づくり

小野川(千葉県香取市)



小野川は、かつては利根川舟運の交通拠点として繁栄しており、沿川には歴史的建築物が多数存在している。これら歴史的街並みと調和した川づくりをおこなった。

都市の川を活用した賑わいの創出

新町川(徳島県徳島市)



川に面した商店街

徳島市の中心部を流れる新町川の、親水性の高い護岸において、各種イベントが開催され、川沿いの商店街の活性化が進んでいる。

【平成16年以降】平成17年度に143河川が「かわまちづくり」の取り組む河川として登録され、地域のふれあいの場、環境教育の場、訪れる人々との交流の場など、都市・地域の活性化に寄与する整備を重点的に実施中。

河川環境に配慮した占用許可

河川敷地の占用は、河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとすることに留意するなど、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としている。

占用許可準則の特例による社会実験

太田川(広島県広島市)



平成17年10月に「水辺のオープンカフェ」を設け、水辺と市街地の一体化を促進した。

堀川(愛知県名古屋市)



名古屋市の中心を流れる堀川は、下水道整備や浄化用水の導水などにより水質を回復。川沿いのリバーウォークやオープンカフェの実施により、賑わい・憩いの場を提供している。

【平成16年以降】平成16年3月より、都市再生プロジェクトや地域再生計画等の中で社会実験として一定の条件のもとで河川敷地をオープンカフェ等として利用。

清流ルネッサンス

水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。

【導水による浄化の効果：松江堀川の事例】

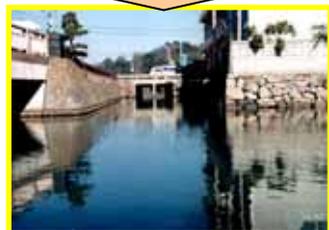
昭和50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川



水質の汚濁を示すBODは以前の1/3まで減少



浄化後の遊覧船就航後30万人の観光入込み客数増



平成8年に導水を開始した後の松江堀川

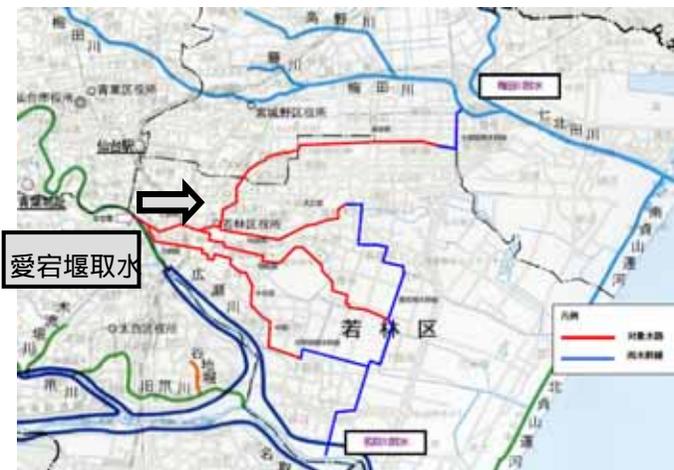
【平成16年以降】引き続き全国34河川で清流ルネッサンスにおける計画に基づく水質改善対策を重点的に実施中。

まちの清流の再生(環境用水)

環境用水とは、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水。

水利使用許可により環境用水を通水した先行事例 【六郷堀・七郷堀(宮城県仙台市の農業用水路)】

- 平成11年度から16年度にかけて5回、広瀬川から六郷堀・七郷堀に非かんがい期の試験通水を実施。
- 試験通水による水質浄化、地域住民へのアンケート等から有効性が確認され、浄化及び修景を目的とした冬期の水利使用(0.3m³/s)を許可し、通水が開始された。



六郷堀・七郷堀位置図

通水前



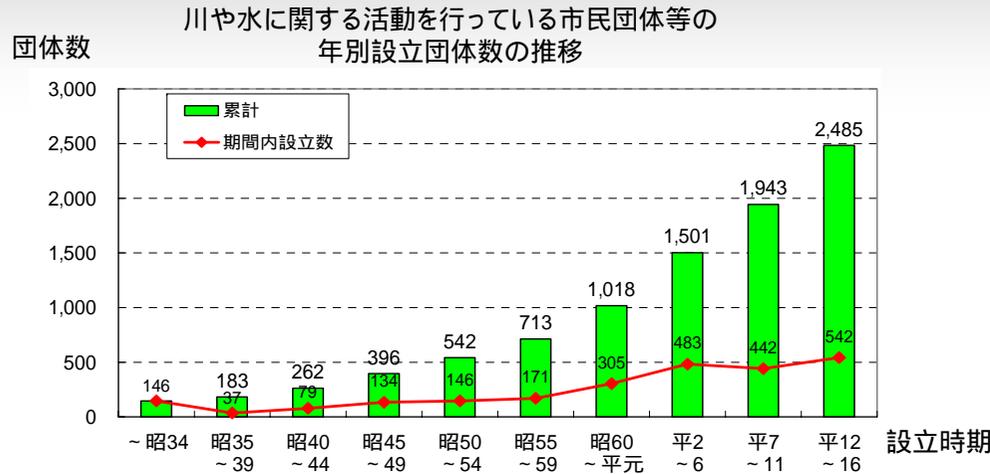
通水後



【平成16年以降】平成18年3月に通達「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」により河川法上の水利使用許可の取扱い基準が明確化。本基準に該当する申請は現在1件。



市民連携の取り組み



(社)日本河川協会資料より;平成16年10月【他に設立時期不明の団体数が345ある】

【市民と連携した河川美化等の取り組み事例】

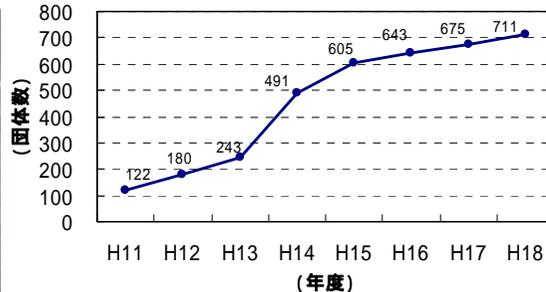
市民団体、NPO等が、一定区間の河川敷等の清掃や草刈り、美化活動等を実施

河川管理者が、清掃用具の支給、サイン看板の設置等を実施

地元自治体が、収集ゴミの運搬・処理等を実施



市民団体等と連携した河川清掃状況
(旭川(岡山県))



河川美化等の取り組みを行っている
市民団体数(直轄区間)

**【平成16年以降】市民と連携した河川美化等の取り組みが
増加しており、市民連携が着実に推進。**

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

・地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置。

・「子どもの水辺サポートセンター」が活動を支援(資機材の貸出、活動のコーディネート等)。

・平成11年度より本プロジェクトに取り組んでおり、これまでに全国で248箇所(平成19年3月末)が登録され、活動が推進。

・必要に応じて、河川管理者が「水辺の楽校プロジェクト」により、子どもが水辺を歩きやすいよう遊歩道を設置する等の施設整備を実施。



多摩川川流れ体験
(とどろき水辺の楽校協議会)



「子どもの水辺」での活動の様子
こぎ
(近木川(大阪府))

「子どもの水辺」再発見プロジェクト登録箇所数の推移



【平成16年以降】

平成18年度末まで
87箇所の「子ども
の水辺」が追加登
録されており、河川
における環境教育
は拡大。



「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」(H19.6 社会資本整備審議会河川分科会答申)より抜粋

今後の治水対策に関する基本的な考え方

1. 今後の治水対策の基本的方向

(1) 達成すべき目標の明確化

河川環境に関する目標像の明確化

河川環境の整備・保全についても、その目標像を明確にするための検討を進め、**真に環境目的を内在化した河川整備を推進**する。

2. 今後の治水対策において重点化すべき事項とその目標

(4) 河川が本来有する多様性の確保

自然環境の保全・再生

河川の整備・管理に当たっては、**多自然川づくりを基本**とし、瀬、淵、河岸、河畔林など多様な河川環境を保全する。また、**河川の上下流や河川と流域との連続性の確保、流量変動の保全**等により生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。特に、**地域にとって重要な自然環境の再生**に取り組む。

賑わいの場の整備・保全

景観への配慮、地域の歴史・文化等との調和、清流の回復等により**街並みとそこを流れる川とが一体となった魅力ある風景や多くの人が集まる賑わいの場**を整備・保全する。

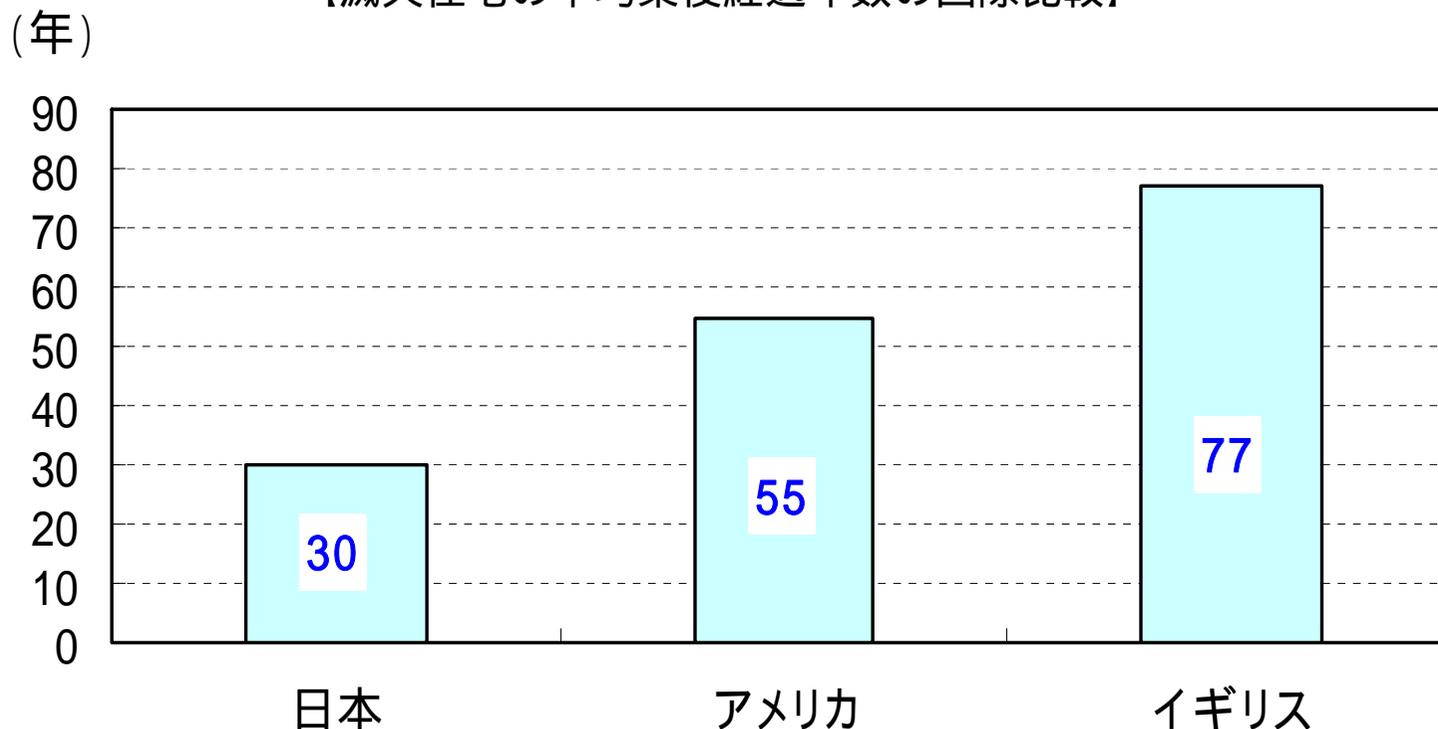
住宅の長寿命化(200年住宅)の 推進について

平成19年11月
国土交通省住宅局

住宅の平均築後年数の現状

我が国の滅失住宅の平均築後経過年数は、約30年と、欧米諸国に比べ低い。

【滅失住宅の平均築後経過年数の国際比較】



最近5年間(アメリカにあっては4年間)に滅失した住宅の新築後経過年数を平均した値(下記の各国の統計調査による国土交通省推計値)。新築住宅の平均寿命(最近新築された住宅があと何年使われるかの推計値)とは異なる。

(資料)

日本:住宅・土地統計調査(1998年、2003年)

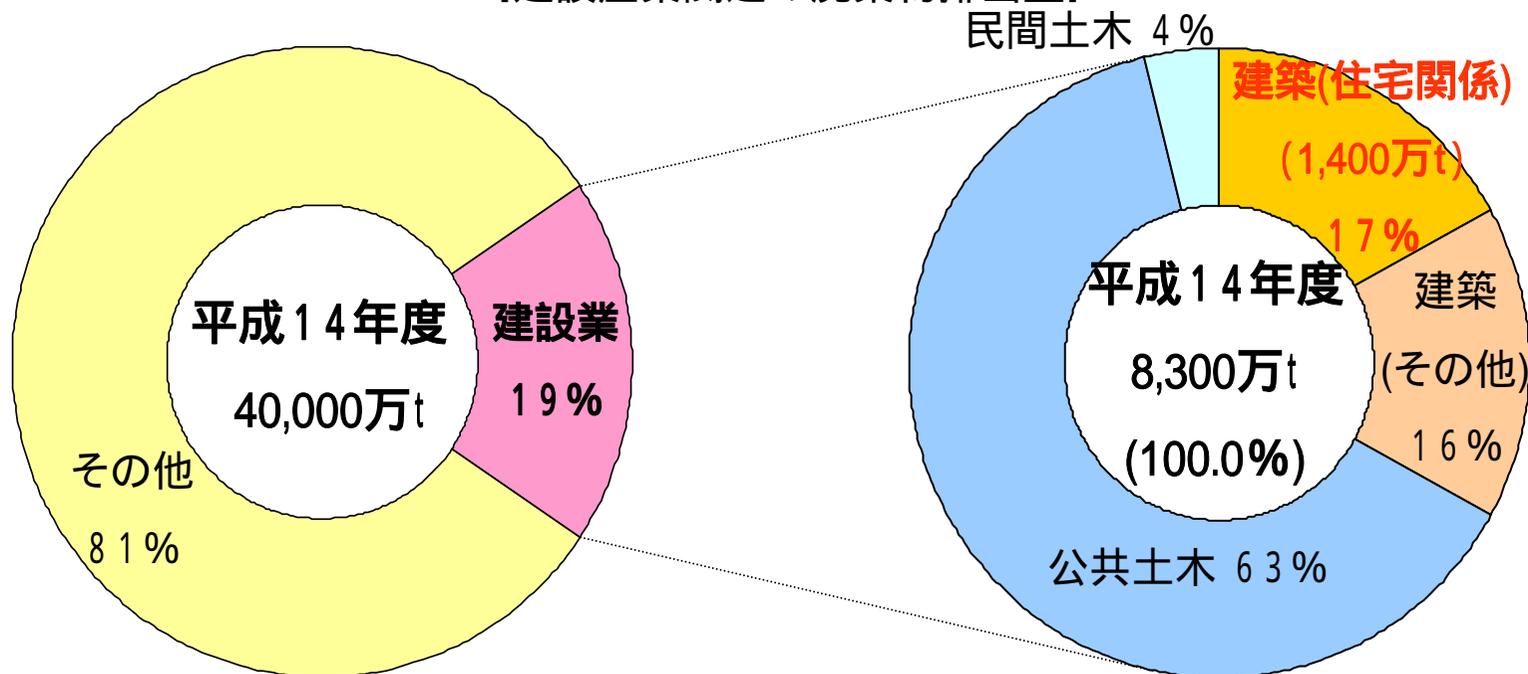
アメリカ:American Housing Survey(2001年、2005年)

イギリス:Housing and Construction Statistics(1996年、2001年)14

住宅の長寿命化による廃棄物の削減

住宅関連産業廃棄物は、建設廃棄物の17%、全産業廃棄物の3.5%を占める。
 全ての住宅が200年間解体されなければ、年間当たり約1,000万t(東京ドーム5個分の容積)の
 廃棄物の削減が可能。

【建設産業関連の廃棄物排出量】



全産業廃棄物に占める建設
 産業関連の産業廃棄物

(資料) 産業廃棄物の排出及び処理状況等
 (平成14年度) 環境省調査

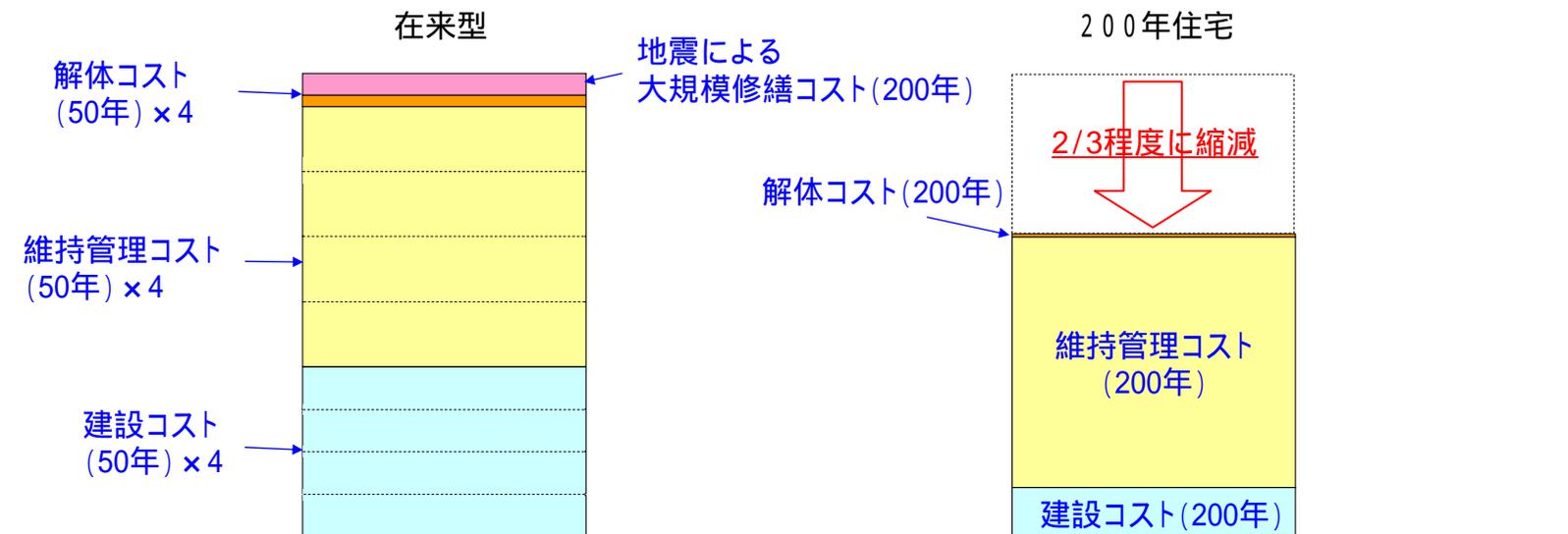
建設業関連の産業廃棄物
 排出量に占める住宅関連の
 ものの割合

(資料) 建設副産物実態調査
 (平成14年度) 国土交通省調査

住宅の長寿命化による住居費負担の軽減

共同住宅について200年間に必要となる費用を試算した場合、住宅の建設・取得・維持管理のための国民負担を2 / 3程度に縮減することが可能。

【200年住宅による国民の住居費負担の軽減効果(共同住宅での試算)】



- 1 11階建て、65戸(3LDK)の共同住宅を想定。土地代は試算対象に含まず。
- 2 従来型は50年で建替え(200年で4回建替え)を想定。
- 3 200年住宅の建設コストは従来型の2割程度増、維持管理コストは1割程度減として試算。

住宅の長寿命化（「200年住宅」）の推進

超長期にわたって循環利用できる質の高い住宅（「200年住宅」）を普及するための諸施策を総合的に推進する

施策の内容

住宅履歴情報の整備

新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報の蓄積、いつでも活用できる仕組みの整備



- 適切なリフォームや点検、交換が可能
- 安心して既存住宅の取引が可能

超長期住宅に対応した住宅ローンの開発

超長期住宅に係る償還期間の上限の延長

（現行：35年 50年）

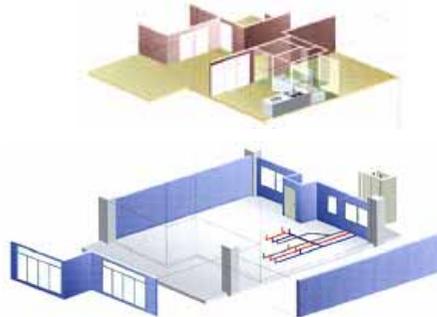
住宅の長寿命化（「200年住宅」）

スケルトン（構造躯体）については耐久性・耐震性、インフィル（内装・設備）については可変性を確保（「堅ろうで、かつ、変化する住宅」）

維持管理が容易

周辺のまちなみと調和

【200年住宅ガイドラインを策定しイメージを共有】



インフィル

自由な間取り

内装・設備の補修・更新が容易

スケルトン

耐久性・耐震性を備えた躯体

高い階高

住宅の長寿命化促進税制の創設

一定の基準に適合する認定住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税について、従来の住宅に係る現行特例等と比べて税負担を更に軽減

超長期住宅先導的モデル事業の創設

高耐久、高耐震、可変性など超長期住宅としての基本性能を有し、かつ、超長期住宅を普及するための先導的提案を行うモデル事業への助成

超長期住宅推進環境整備事業の創設

住替え・二地域居住の推進や良好なまちなみの維持・形成に資するNPO等に対する助成

住宅の長寿命化の推進に係る立法措置

住宅の長寿命化（200年住宅）に関する政策決定

長期戦略指針「イノベーション25」
（平成19年6月1日閣議決定）

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

③新しい「働き方」、「暮らし方」の仕組みづくり

- ・ゆとりある住生活、自然と共存した都市の実現のための取組

ー仕事と生活に対する国民の価値観、家族形態の多様化に対応した、周辺の街並みとの調和が図られた良質な住宅ストックを形成するために、住宅の長寿命化（200年住宅）を目指して、更なる技術開発や先導的プロジェクトの支援を行うとともに、超長期に住宅を利用するための維持管理システム・流通システム・金融システムの構築等。

経済財政改革の基本方針2007
（平成19年6月19日閣議決定）

第4章 持続的で安心できる社会の実現

6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

国民一人ひとりが豊かな生活を実感し、活力ある経済社会を実現するためには、多様なライフスタイルを追求できることが重要である。このため必要な基本的な環境整備に取り組む。

【具体的手段】

- ・地球環境にやさしく、安全・安心でゆとりある住生活を実現するため、住宅の長寿命化（200年住宅）に向けた取組を進めるとともに、高齢者、子育て世帯等の居住の安定確保を図る。

福田内閣総理大臣所信表明演説
（平成19年10月1日 第168回国会）

（これからの環境を考えた社会への転換）

地球環境問題への取組は待ったなしです。

従来、大量生産、大量消費を良しとする社会から決別し、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「持続可能社会」へと舵を切り替えていかなければなりません。住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組は、廃棄物を減量し、資源を節約し、国民の住宅に対する負担を軽減するという点で、持続可能社会の実現に向けた具体的な政策の第一歩です。地球環境に優しく、国民負担も軽減できる暮らしへの転換という発想を、あらゆる部門で展開すべきです。

良好な生活環境の形成について

道 路 局
自動車交通局
平成19年11月21日

良好な生活環境の形成について ~ 沿道大気環境対策 ~

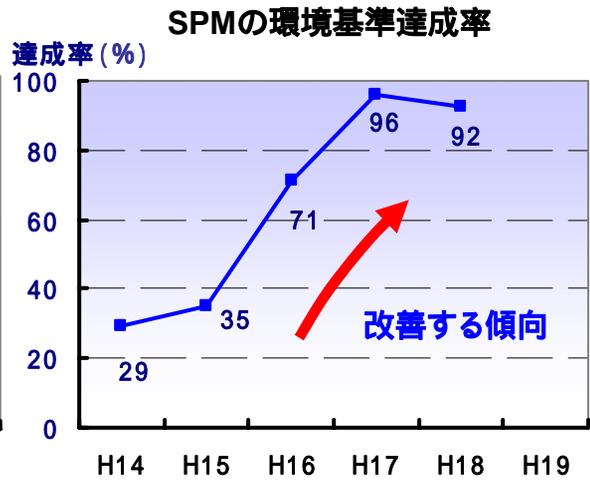
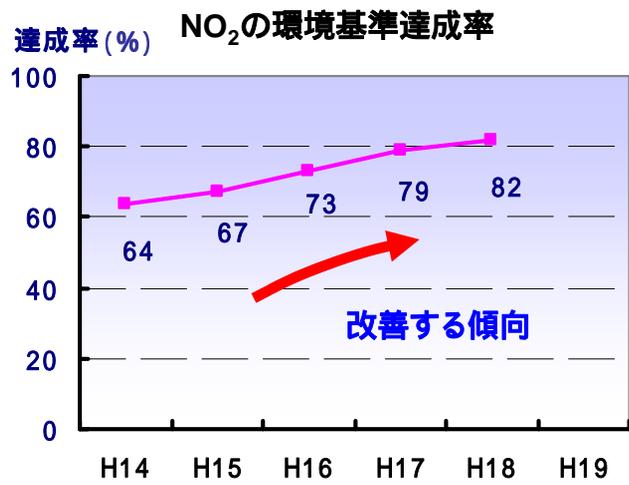
自動車による大気汚染については、これまで実施している対策の効果等により、二酸化窒素(NO₂)ならびに浮遊粒子状物質(SPM)いずれも順調に改善。

【社会資本整備重点計画における目標】

	NO ₂ 環境基準達成率
初期値(H14)	64%
目標値(H19)	約8割

自動車排出ガス測定局等のうち環境基準を達成した測定局の割合

【大気質(NO₂, SPM)の状況】



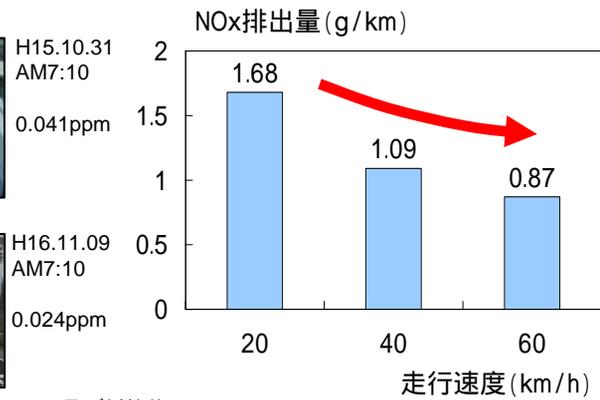
【沿道大気環境対策】

- 道路整備などの道路構造対策
- 自動車の単体対策
- その他対策

道路整備などの道路構造対策

◆ 走行速度が向上により、NO_x・排出量が減少

撮影方向



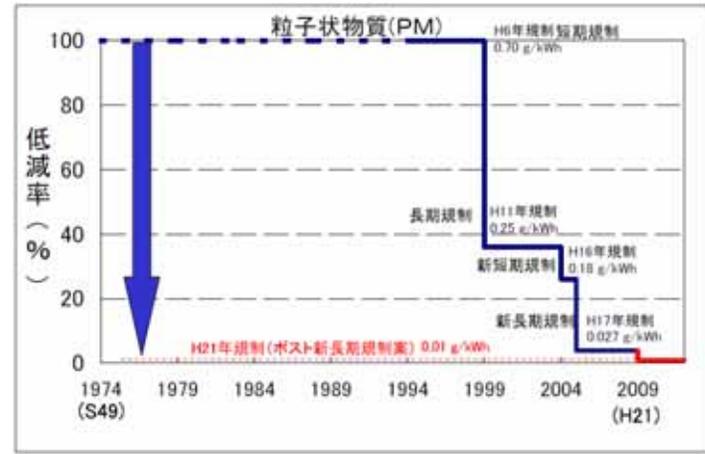
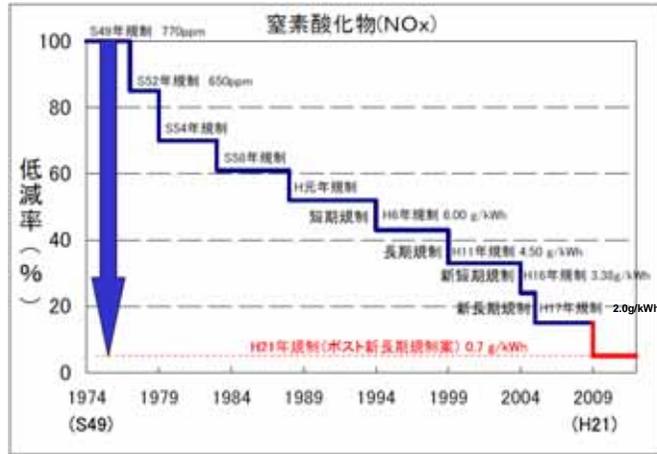
交差点立体化 東京都江戸川区(国道357号・環七通り) 対策前(H15.10)及び対策後(H16.10)におけるNO₂の月平均濃度

引き続き、長年環境基準を達成していない箇所を中心に、可能な限り早期の環境基準の達成に向け関係機関と連携し、交差点改良や道路緑化等の道路改善対策などを立案・実施。

良好な生活環境の形成について ~ 自動車の単体対策 ~

ポスト新長期規制の検討

- ・中央環境審議会第8次答申を受け、ポスト新長期規制として自動車の排出ガス規制を強化するため、本年10月に自動車の安全・環境基準を規定した道路運送車両の保安基準を改正するパブリックコメントの募集を開始。来年2月の公布を予定。
- ・ディーゼル車については、NO_x基準値及びPM基準値を大幅に強化(車種により、NO_xを40%~65%、PMを53%~64%低減)し、適用開始時期は2009年10月1日(新型車:1部車種は2010年)



ディーゼル重量車の排出ガス規制の経緯

使用過程車の排出ガス検査の充実

- ・黒煙だけでなく、燃料の未燃焼成分等も高い精度で計測が可能であるオパシメータの導入を本年9月より順次実施し、PM検査の高度化を図っている。

低公害車の開発・普及の促進()

- ・CNG車等低公害車の導入に対する補助、グリーン税制等の普及策の実施
- ・革新的技術を投入し、環境性能を格段に向上させた次世代低公害車の開発・実用化を促進

地球温暖化対策でもあるため資料2 P14を参照

